

令和6年第2回 市民福祉委員会会議録

令和6年2月29日

第2委員会室

開 会： 午前8時57分

委 員 長 林 貴光

副委員長 堀 光明

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 佐々木 透、4番委員 西尾 努、5番委員 鶴飼 伸幸

委員長 ; おはようございます。ただいまから令和6年第2回市民福祉委員会を開会いたします。本日の会議は、去る2月22日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、小坂市長、御挨拶をお願いします。

市長 ; 皆さんおはようございます。本日早朝よりお集まりをいただきまして市民福祉委員会ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。また今回は新年度予算、そして3月補正ということで非常に大きな議案がたくさんございますので、どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは近況報告ということで2点ほど申し上げたいと思います。1つは2月26日、今週の月曜日でございましたが、恵那西工業団地におきましてヘレウス・エレクトロナイトさんの安全祈願祭が開催されました。いよいよ着工されたということでございます。千葉県からの全面移転で従業員の皆さんも含めてこちらへ移転されるということになっておりまして、非常に大きな期待をしていきたいと思っております。そして火曜日でございましたが、ポーランド大使館におきまして岐阜県とポーランドの交流協会が立ち上がりまして、これは主体的に恵那市がリードして、知事にも御参加いただいた中で開催することができました。交流が始まってから5年間にわたって続いてきたわけですが、これからはこれをきっちりとやっていくと、こんな思いでおります。どちらのお話も恵那市にとってプラスになる話だというふうに思っております。それを着実に進めてまいりたいなと、こんなことを思っておりますので、御報告を申し上げます。また、議長初め議員の皆様、関係の皆様にも御参加をいただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして千藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; おはようございます。早朝から御苦労さんでございます。今市長さんからお話があったように、いろいろな計画が確実に前へ進んでおりますので大変うれしいなと思っております。今日は21件の審査ということでございますし、また、来年度から新しい子育て方面のいろんな補助をたくさん出して、より恵那市の独自性をアピールするような議案もありますので、慎重に御審議いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にてマイクに向かって簡潔に質疑、答弁されますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに「**議第7号 恵那市基金条例の一部改正について（所管部分）**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「**議第7号**」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第7号**」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「**議第9号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 10 号 恵那市こども発達センター条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 10 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 10 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 11 号 恵那市病児保育所設置条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 11 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 11 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に「議第 1 2 号 恵那市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 2 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ;全会一致であります。よって「議第 1 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に「議第 1 3 号 恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ;全会一致であります。よって「議第 1 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に「議第 1 4 号 恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 1 5 号 恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 1 6 号 恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 16 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 24 号 調停を成立させることについて」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 24 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 24 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 28 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 9 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 28 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 28 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 29 号 令和 5 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第29号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第29号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第30号 令和5年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第30号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第30号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第31号 令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第31号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 3 3 号 令和 5 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 3 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 3 4 号 令和 6 年度恵那市一般会計予算（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

当初予算の内容は、大変、広範囲でありますので、質疑区切表りに合わせて質疑をしていただくよう御協力をお願いいたします。

まずは、歳入から行います。

予算資料 21 ページから 25 ページまでの歳入所管部分について、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 次に移ります。次は歳出に入ります。

予算資料 33 ページの 2 款、総務費の所管部分について、御質疑はありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。よろしくお願いします。33 ページの 2 款 3 項 1 目、住民基本台帳ネットワークシステム経費であります。今回大幅な増額予算ということで、システムに関する経費ということであると思いますが、マイナンバーカードの作成に関してというふうなふうで、8 割ほどの高い加入率とされておりますが、ほかに関連業務委託料に関してはどのような関連経費であるのかをお聞きいたします。お願いします。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; コンビニ交付の導入委託料が 2,396 万円。統合端末の導入委託料で 780 万円。機器の保守委託料が 88 万 1,000 円という内訳になっております。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料 35 ページから 38 ページまでの、3 款 1 項、社会福祉費について御質疑はありませんか。

はい、4 番委員。

4 番委員 ; 35 ページの自立支援給付費で、3 月補正の段階での予算額が 10 億 600 万円ぐらいなんですが、それを見てこの当初見ますと 7,000 万円ぐらい金額が減っていますが、この辺の理由を教えてください。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、こちらの経費であります自立支援給付費になります。令和 6 年度の当初予算額は、9 億 3,653 万 3,000 円となっております。こちらの積算については令和 4 年度の支給実績をベースに積算をしております。議員おっしゃられた 3 月補正後の今回の予算が 10 億 634 万円というところにつきましては、こちらは逆に令和 3 年度の実績ベースで当初予算を積み上げておりまして、その後コロナ禍からのサービス利用の回復傾向であるとか、居宅介護サービス、就労継続支援サービス、こういったものが伸びてまいりました。また国のサービス報酬単価が、令和 4 年の 10 月から改定をされたことなども影響し、令和 5 年度におきましては 12 月と 3 月で合わせて 8,600 万円相当の増額補正をさせていただいたという結果になっております。これらの理由によって、議員御指摘のとおり約 7,000 万円の差額が生じております。なお、この令和 6 年 3 月には第 7 期の恵那市障がい福祉計画を策定しております。この中では令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間のサービスの見込み量、その提供体制の確保、こういったものを定めて、予算も含めた計画的な推進を行うとしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。はい、4 番委員。

4 番委員 ; それでは 36 ページの介護人材育成・確保事業費、この増減の理由のところに新設の事業が載っているんですが、この内容をちょっと教えてください。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。よろしくお願いいたします。主な増減理由に介護職員初任者研修支援事業の新設というふうに記載をさせていただいております。この介護職員初任者研修でありますけ

れども、これは介護職としての基礎知識や技術を習得する資格でありまして、介護職に従事する方々がまず最初に受験するものでございます。昔で言うところのヘルパー２級という資格でございますが、この資格を持っていれば１人で身体介護ができるといったものでございます。これまで当課で実施しておりました修学資金の貸付け事業でありますとか、介護福祉士資格取得支援事業、これらはある意味、既に介護への道を志している方への応援という色合いが強く、介護職への裾野を広げるという視点としては少し弱いのではないかと。こんな意見をこれまで頂いておりましたので、今回、介護職員初任者研修にかかります受講費用を支援することで、少しでも介護という仕事の敷居を低くしてもらおうということで、事業の拡充をしようというものでございます。受講費用の相場を平均しますと１人大体８万円程度というふうに聞いておりますので、当初予算では１人８万円を上限に支給する予算を、今回５人分、合計で４０万円を計上させていただいたところでございます。資格取得には１３０時間のカリキュラムを受講する必要があるございまして、現在、公益社団法人地域医療振興協会、あるいはＮＰＯ法人ぎふ村といった、研修実施事業者と開催に向けた協議を進めておりまして、実施に当たりましては、広報えなや市民メールなどで幅広く周知をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料 38 ページから 41 ページの 3 款 2 項 児童福祉費から、3 款 5 項 国民年金費までの所管部分について、御質疑はありますか。

3 番委員。

3 番委員 ; 39 ページの子ども・子育て支援事業費であります。これにつきましては令和 6 年度の重点施策でもあります子育て施策として、今回の新規事業であります明知鉄道を利用する高校生通学支援事業費の増額につきまして、現在の支援、事業内容からどのように変更されるのかをお聞きいたします。お願いします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。現在、恵那南高校に通学する生徒に対して支援を行っております。これは明知鉄道を利用して通学する場合に、定期代の 2 分の 1 を補助する事業を現在は継続しております。今回、令和 6 年度に新たに、子育て支援パッケージの経済的負担への支援事業の 1 つになる明知鉄道利用の高校生の通学費について補助します。補助額としては 4 月 1 日以降に購入した乗車定期代の購入費用のうち、1 か月当たり 5,000 円を超える額を補助するという事業になります。対象となるのは、恵那市在住で、通

学のため定期乗車券により明知鉄道を利用する高校生になります。申請及び補助の方法については、駅の窓口で定期券の購入をされるときに、保護者の方が申請書を提出していただくことで、1か月当たり上限 5,000 円で購入できるように事務を進めております。予算に関しては、高校生 230 名を想定しまして、予算の事業費としては 1,569 万 7,000 円を計上しております。ですので、今現在の恵那南高校に通う生徒については、新たな上限 5,000 円で購入できる事業と併用して利用することができるようになりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; すいません。ちょっと確認であります、現在は恵那南高校生に対して 2 分の 1 ということですよね。仮にもしこれ、恵那の駅から明智の駅までということになると、1 か月の通学代が、恐らくこの間計算したら 1 万 7,000 円か 8,000 円とか。それが、現在 9,000 円ぐらいの負担でやっておられると。それが、上限 5,000 円になるってということかということと、これ恵那南高校以外、例えば恵那高生とか、恵那農高生に関しても、明知鉄道を使えば 5,000 円が限度ということではよろしいでしょうか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。恵那駅から明智駅間で、今議員さんおっしゃられたように 1 万 7,000 円ですので、まずは令和 6 年度から始まるこの制度を利用させていただくと、1 か月の定期代が上限 5,000 円になります。高校生の通学費として。さらに恵那南高校に通う生徒さんに対してはそこから 2 分の 1 されるので、5,000 円の 2 分の 1 で 2,500 円で通学できるというような事業になります。2 点目は、今現在の制度でいうと、恵那のほうから明智に通われる恵那南高校生は半額ですけど、令和 6 年度からは明智から恵那のほうに向かってくる、例えば恵那高校生だったり恵那農業高校生だったり、明知鉄道を使う生徒は利用できるようになりますので 5,000 円で通えるという事業になります。

委員長 ; ほかにございませんか。4 番委員。

4 番委員 ; はい。39 ページの放課後児童対策事業費で、障がい児及び医療的ケア児の受入れということで加算される場所なんですけど、受入れをする場合の、例えば職員はどういう方を配置しなければいかなのかということと、あとこれ全く単純に思うんですけど、こういう方の受入れっていうのは本来は放課後デイサービス、障がい児通所支援給付費、こちらでというふうに思うんですけど、併用されてるっていうのはどういうことかなと。その 2 点を教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長；ここに書いてありますように、来年度は障がい児及び医療的ケア児を受け入れるので予算的にも増額になっていますが、障がい児の受入れに必要な資格としては、県の運営基準には指導員は障がいに関する専門的知識を有することが望ましいと記載されております。市としては、岐阜県が毎年実施しております指導員資質向上研修というのがありまして、その中に障がい児に関する研修がありますので、それを受講した指導員が当たるようにしております。さらに、医療的ケア児の保育についてもこれ資格が必要になりまして、医療的ケア児を受け入れる場合は、看護職員などの配置が必要となります。令和6年度は、訪問看護師の派遣を予定しておりまして、さらに学童の職員、指導員には、特定行為実施人材育成研修というのがありまして、それを受講してもらって受入れ体制を整えるようにしております。次の2点目の御質問ですけど、放課後デイサービスと併用する理由なんですけど、放課後等デイサービスは、発達に課題を抱えていたり、障がい児が、放課後や長期休暇に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等必要な支援を受けています。利用については、対象児の心身の状況、置かれている環境等を調査し、保護者の利用に関する意向を聴取し、その後、障がい児支援利用計画書を作成しまして、1か月の利用日数を決定しております。放課後児童クラブのほうについては、家庭にかわる生活の場を確保して適切な遊びや指導を行う、いわゆる居場所という感じで運営しておりまして、一般的には平日毎日利用することができます。このように少し目的が異なるということと、放課後デイサービスは福祉サービスのルールの中で運営をしているため、1日の定員が10名だったり、放課後児童クラブより受入れ時間が短い等の制約があります。そのため、児童クラブも選択する保護者さんもみえます。併用して利用するんですけど、相談員さんもみえますので、その子に合った適切な場所を提案し、併用し利用しております。以上です。

委員長；3番委員。

3番委員；はい。40ページの子育て支援給付事業費についてでありますけど、児童手当給付費の増額につきましては、これ国の施策でもあるようですが、このたびのこの第3子加算の増額内容につきましてお聞きいたします。また、この第3子の定義について、少しお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長；社会福祉課長。

社会福祉課長；はい。お願いします。子育て支援給付事業費の中の児童手当に関する御質問です。このたび国では、子ども未来戦略の一環の中で、令和6年10月から児童手当につきましては所得制限の撤廃であるとか、支給期間をこれまで中学生までであったところを

高校生世代まで延長するとか、あと今議員おっしゃられたように第3子以降の月額を3万円に拡充するといった内容が盛り込まれております。議員御指摘の第3子以降の加算というところにつきましては、国の見立てでは、子ども3人以上の世帯数の割合が特に減少していること。あと子ども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられることから、今申し上げたように、月額が一律3万円に引き上げられたということです。3人目以降の加算のカウントの仕方、いわゆるこれ多子加算というような言い方をしますけれども、現在1人目2人目3人目ということで、3人目をカウントしようとしたときには、その子どもの数というものの数え方としては、高校生以下のお子さんをもとに何番目かということを確認します。例えば、1人目が高校生、2人目が中学生、3人目が小学生であれば、3番目の子はいわゆる3人目ということで多子加算が受けられるということです。ただ、今の世帯で1人目が大学生だったとします。そうすると、大学生の子はここから外れますので、2人目3人目の3番目の小学生の子は第2子となりまして、加算が受けられないということになります。この度カウントの仕方につきましては、国のほうでは取扱いを見直そうということにしております。1人目の考え方を従来、高校生までであったところを、22歳の年度末までいわゆる大学4年生までを含めてこのカウントをするということで、1人目が仮に大学生であっても、今言ったように3番目が小学生であれば、3人目としての加算を受けられるということに見直しを図られる予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにございませんか。4番委員。

4番委員 ; 40ページの生活保護費で、予算額の増額の理由と、あと現在の生活保護者の方の現状、人数等を教えてください。あと、職員が今減員しておると思うんですけど、今回当初予算の中でも重層的支援事業の関係でいろいろと事業が大きくなるとるわけなんですけど、今後の職員の配置なんかはしっかり対応ができるのか。この辺りを教えてください。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。生活保護費に関する御質問です。生活保護費につきましては、令和6年度当初予算額2億242万円ということになっております。議員御指摘のとおり、前年度と比較して1,097万円、5.7%の増となっております。こちら先ほどお答えしました自立支援給付費と同様に、令和4年度の実績をベースにして積算をしております。年間で延べ1,103世帯、1,257人という見込みを立てております。前年に比べまして96世帯133人増えたという見込みを立てております。さらに、国では5年に1回に

なりますが、生活保護の受給者の扶助基準の見直しをしております。このたび令和5年10月から特に臨時的な措置としまして、物価高騰に対する措置として世帯1人当たり月額1,000円の特例加算というものもあります。こういったものが主な増加の要因になっております。次に、保護の現状ということでございますが、直近の1月末現在の保護の受給者は、99世帯で116人になっております。保護率という考え方でいきますと2.48パーミル、これ1,000分の1単位でございますが、昨年度末ですね、令和5年3月末と比較をすると1世帯3人の増ということです。ただ、令和4年度の1年間はですね、非常に保護世帯増えまして、1年間で16世帯22人、大きく増加に転じました。この令和5年度は、ほぼ横ばいの傾向だということなんです。また、新規の相談件数としましては、延べで令和5年度としては1月までに36件でございました。特に、高齢世帯から仕事がなくなってしまった、できなくなってしまったということであるとか、あとは家族からの支援が受けられなくなってしまった、こういった相談が多くを占めております。あと、結果的に新規で開始されたケースは10世帯、逆に廃止したケースは9世帯ということになっておりまして、廃止の世帯としましては、死亡であるとか、施設入所であるとか、年金等の受給開始によって、収入が増えたというようなところが理由となります。あと、組織というかですね、体制としましては、従来、保護の対応としましてはケースワーカーが2人、あと査察指導員ということで、スーパーバイズをする担当が1人ということでしたが、ちょっと現在、職員の退職等もありまして不足しておりますけれども、議員御指摘のように次年度4月から重層的支援体制整備事業をスタートしてまいります。その中で、生活困窮、介護、子育て、障がい、こういった4つの分野を横串にして、支援体制を図っていこうというところの中では、そういったマネジメントできるような体制をつくるということを想定しておりまして、その中でしっかり体制を確保してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料42ページから44ページまでの4款1項 衛生費、所管部分について、御質疑ありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい。43ページの妊娠・出産応援事業費、これにつきましては新規事業でありますが見守り支援員によるベビー用品配達事業への支援員とはどのような支援内容なのか、またこの事業に対する目的についてちょっとお聞きいたしたいというふうに

思います。また、産後ケアとして産後サロンを新規に開催されるということですが、どのような内容かをお聞きいたします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; まず見守り支援員によるベビー用品の配達について説明をさせていただきます。内容としましては、来年度新たに進める子育て支援パッケージの寄り添う支援事業の1つになります。産後ケアの充実を図るために、見守り支援員がベビー用品の配達を兼ねて、1歳までに2回、自宅を訪問します。訪問することで、子育ての悩みや家庭の状況を確認し、乳児の見守りと養育者の育児に対する不安感や、経済的な負担を軽減するのが目的で行います。支給品としては、対象乳児1人当たり3,000円相当のおむつだとか、粉ミルク、離乳食など月齢に合ったベビー用品を用意しまして、養育者の方が選んで、それを配達していくということになります。見守り支援員さんについては、育児経験のある女性の方で、なおかつ養育者に寄り添った相談対応ができる方を支援員としたいと考えております。予算に関しては、200名分を見込みまして、事業費で356万6,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いします。もう1点、産後サロンの開催についてですが、これも来年度進めていきます子育て支援パッケージの寄り添う支援事業の1つに入っておりまして、国のほうは、妊娠から出産・子育てまで身近な場所で相談に応じ支援につなげる、伴走型の相談支援を進めています。市としても、核家族化や転入等により、子育てに対する不安感、子どもと2人で向き合うのがつらいなどのメンタル不調となる母親が非常に増加しております。そういう中で、同じ月齢の赤ちゃんを持つ親子で参加できるサロンを元気プラザで開催していきたいと考えております。対象となる親御さんたちは、生後4か月頃までの赤ちゃんを想定しておりまして、早い段階からケアをしていきたいと考えております。内容については、保健師さんや助産師さんによる養育相談、母親同士の交流や軽運動を行います。お母さんが運動されるときには、元気プラザの子育て支援相談員に赤ちゃんを見てもらい、安心して運動できるように配慮していきたいと考えております。この事業は試験的に今年度も開催をしておりまして、7月から2月までで16回開催したところ、34組の親子が参加をしていただきましたので、継続してしっかり事業を進めていきたいと考えております。以上です。

委員長 ; ほかにございませんか。4番委員。

4番委員 ; はい。42ページ保健センター一般経費、熱中症対策に関する経費の説明の中で、シェルター整備というふうに説明されたと思うんですけど、この内容を具体的にちょっと教えてください。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; お願いいたします。熱中症対策につきましては、今年度は熱中症予防のために7月27日から9月30日までの間に、市役所、文化センター、各コミュニティセンター、各福祉センターの17か所にウォーターサーバーを設置して、休息所として気軽に利用していただけるよう市民の方に開放しておりました。気候変動適応法という法律が改正になり、令和6年度から市町村長が熱中症の人の健康に係る被害の防止をするために、市町村内の冷房施設を有する施設、公民館、図書館、ショッピングセンター等を指定暑熱避難施設として、通称クーリングシェルターというものを指定することができることとなります。まだ詳細については示されておりませんが、冷房施設を有すること、住民その他の者に開放及び適切な空間を確保できることなどが施設として備えるべき基準となっております。令和6年度の予算につきましては今年度の休息所の設置か所を想定して、ウォーターサーバーを設置する経費を27万2,000円を計上させていただいております。なお、民間施設も指定することが可能となりますが、施設の管理者の同意が必要となり、このクーリングシェルターの指定、設置の詳細を確認をしながら、市内の指定可能な施設を確認しながら進めていければと考えております。以上です。

委員長 ; ほかにございませんか。1番委員。

1番委員 ; 42ページですね、山岡健康増進センターについてお聞きしたいと思います。市民福祉委員会で視察に行きまして、令和4年度は延べ1万5,247人と聞きましたし、また令和7年度に運動浴槽等の改修を予定していて、全体事業費は3,300万とも聞いています。利用料は聞くところによると恵那市民は1人400円で、市外の方は少し高いと聞いていまして、多分年間に600万円強の収入があるとは思いますが。令和6年度の委託費が2,400万円ぐらいあってですね、約収入の3倍強ぐらいあるんですけど、恵那市は健幸都市宣言をしていてですね、こういう施設を利用して健康づくりをすれば、医療費とか介護医療費の削減につながっていけばいい施設だなと考えています。これ比較の対象としていいか分かりませんが、市内の民間の施設で水泳教室に行きますと、月4回で6,000円ほどと聞きますので、1回1,500円ぐらいかかります。営利企業と健康づくり施設とでは違いがあると思いますが、利用者の負担を少しでも安くして、健康づくりをする人をたくさん増やすのが必要じゃないかなと思います。どのような考え方を持って運営してるのかと、利用者負担についての考え方をちょっとあつたら聞きたいです。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長；はい。山岡健康増進センターにつきましては、当市の保健・福祉・医療の連携によるサービスを提供するために山岡診療所、山岡デイサービスセンターゆとり、山岡ショートステイサービスほのぼの荘と合わせて一体的に整備されております。増進センターの役割としましては、閉じこもりを防止し、介護状態になることを予防するため、健康講座、保健福祉事業を行い、高齢者等の健康増進と生きがいづくりの拠点施設とするということが名目となっております。介護予防のための体力、健康づくりを目的とした施設ということでございます。議員の言われました利用状況でございますが、令和2年度のコロナ感染症により大きく落ち込みまして、令和2年度には1万204人、前年度比の48%の利用率となっております。令和3年度につきましては若干持ち直しまして1万2,449人の22%の増、令和5年度につきましては1万5,247人、22%の増ということで進んできております。今年度につきましては12月に改修をしております一部休館をしておりますが、昨年度同様の利用者数の見込みとなっております。指定管理料につきましては令和2年度に1,912万5,000円から令和3年度2,400万円、令和4年度につきましては2,700万円と増えておりますが、コロナ禍での利用者減による収入減、物価高騰による支出の増などで、増額をお願いしております。指定管理料の主な支出につきましては、人件費や水道光熱費の固定経費というものが多くございまして、そういったところに主に充てられておるということを聞いております。収入を上げる努力としましては健康づくり講座や健康運動士の派遣事業、そういったものの活用をしながら推進をするよう事業を進めております。また自主事業ではヨガや水中運動、アクアビクスなどの教室を実施しながら、利用者の増を図っています。議員言われております利用料金の改定の検討につきましてはですけども、民間企業さんの利用状況とか利用料金、あとは他の公共施設との状況を確認しながら今後進めていきたいと思っております。現在の指定管理期間につきましては令和7年度までのあと2年間ということになっております。前回、利用料金を上げたときにつきましては、回数券を多くその年度に購入されたことによって、翌年度の収入が減ったという、落ち込むという時期がございました。そういった影響が出てきますので、新たな指定管理者や地域の方との協議をしながら進めていければと考えております。以上です。

委員長；1番委員。

1番委員；はい。健康づくりに役に立つんだったら、いっそう利用料金をもっと下げて人を増やしてですね、恵那市の健康づくりに寄与したらいいような気がするんですけど、もうちょっと下げてやったらどうかなと思うんです。その辺の考えはいかがですか。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。こういった類似の施設というものがなかなかございませんでして、公共施設で。ただ他県で確認をしますと、同等程度のこの金額にはなっていると認識はしております。ただいろんなその施設の状況でプールがあったりとか運動浴槽があったりとか、いろんなことがありますので、また、前回平成 29 年のときに価格を改定して上げているという事実もありますので、そういったところも含めて、地域の方とかと相談しながら進めていければと思います。

委員長 ; ほかにございませんか。4 番委員。

4 番委員 ; はい。43 ページの地域医療確保対策事業費、新興感染症に備えた衛生材料備蓄及び備蓄庫の設置というふうにありますけど、具体的な設置内容を教えてください。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。この事業は新興感染症のみならず大規模災害などにも対応できる衛生材料ですとか備蓄品、それからそれを保管する保管備蓄庫を設置する予定です。設置場所としましては旧恵那地域に 1 か所、恵南地域に 1 か所の 2 か所を予定しております。候補地については現在調整をしているところです。内容につきましては、1 つ目は新型コロナ感染症の発生時に、個人防護服が大変不足したということもございましたので、民間も含めた市内医療機関等にマスクやエプロン、ガウン、手袋などを配布する。そして市民に配布するマスクなどを備蓄する予定です。2 つ目には災害時に傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めるトリアージというものを行いますが、トリアージ別に必要な衛生材料をリストアップして備蓄する予定です。以上です。

委員長 ; ほかにございませんか。はい、1 番委員。

1 番委員 ; はい。43 ページの予防接種事業についてちょっと聞きたいんですけど、今回ですね帯状疱疹、おたふくかぜに関する経費が新規事業としてできました。多分国の施策でやってるかなという気もするんですけど、この事業が出た背景と恵那市としてどれぐらい令和 6 年度に予定しているのか、また過去にどのぐらい帯状疱疹のワクチン接種があるのか、その辺をお聞きます。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。よろしくお願いします。帯状疱疹につきましては任意接種というものになりまして、今現在は自費での接種ということになっております。希望者の方が各医院に行かれて接種をされているということでもあります。導入の経緯につきましては、医師会等でですね、そういったところについて負担ができないかということと、あ

と、そういった部分を検討中と各メディアのほうでも多く知らされたことによって、市民の方からの要望がございましてそういったところを検討しております。どれだけの方が打たれておるとか、感染者があるかという、そういったところはちょっと把握はされておられませんのでお願いいたします。接種としては見込みとしましては50歳以上の方を対象にしております、費用としまして見込みでは現在1%の方が打たれるだろうという、国が見ると2%程度と言われておりますが、1%を見込んで予算を計上させていただいております。あと、おたふくかぜにつきましてもこちらも任意接種ということになっておりまして、自費での接種が今現在されております。こちらにつきましては子ども子育て会議等で子育ての部分で御提案がありまして、接種の補助を出していくというところを検討させていただいて、今回の予算のほうに上げさせていただいております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料12ページから13ページまでの債務負担行為、一般会計（現年度議決分）（所管部分）について、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料14ページから15ページまでの地方債の状況（所管部分）について、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の16ページから18ページ、基金の状況（一般会計分）（所管部分）について、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の6ページから9ページまでの第1表、歳入歳出予算（所管部分）について、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の13ページから15ページまでの歳入歳出予算事項別明細書（所管部分）について、御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; これで予算書に基づく質疑は全て終了いたしました。

質疑漏れなど、ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 3 5 号 令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。予算資料の 63 ページから 66 ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい。被保険者数減少によって、保険料が 4,143 万 7,000 円減額され、歳出の保険給付費も減額となっています。被保険者 1 人当たりの保険給付費の現状についてお聞きします。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。お願いします。令和 6 年度の予算では被保険者 1 人当たりの保険給付費は、37 万 6,000 円ほど試算しております。令和 5 年度の予算では、1 人当たり 32 万 9,000 円ほどを予定しておりましたが、令和 6 年度にはさらに被保険者数が減少し保険給付費も減少しますが、減少幅が少なくなるため 1 人当たりの保険給付費が増えるの見込んでおります。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 3 6 号 令和 6 年度恵那市介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。予算資料の 67 ページから 71 ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい。70 ページ諸支出金、この他会計繰出金に、重層的支援事業に係る介護保険料負担分というふうにありますけど、この内容について教えてください。

委員長 ; 高齢福祉課指導官。

高齢福祉課指導官 ; はい。他会計繰出金に関する内容の問合せだと思いますが、こちらのほう令和 6 年度から重層的支援事業が一般会計に移りましたので、その財源にあたるものですが、介護保険料負担分というのが、介護保険特別会計で集めました 65 歳以上の 1 号被保険者保険料が対象事業費の 23% 分と、2 号保険者、40 歳から 64 歳までの支払基金交付金のうち対象事業費の 27% 分を、一般会計のほうに繰り出しするものになっております。重層的支援事業のほかの財源に関しましては、国、県のものは直接一般会計のほうに充当されていきます。各々の負担割合については令和 5 年度と変わっておりません。以上です。

委員長 ; ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 3 9 号 令和 6 年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。予算資料の 76 ページから 77 ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 9 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 4 2 号 令和 6 年度恵那市病院事業会計予算」を議題といたします。予算資料の 85 ページから 88 ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 2 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 4 3 号 令和 6 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算」を議題といたします。予算資料の 89 ページから 91 ページをお願いいたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 4 3 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 4 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和6年第2回市民福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前 10 時 01 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 林 貴光